

前橋市交通指導用務の委嘱に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における道路交通（以下「交通」という。）の安全を保持するため、交通指導用務（以下「指導用務」という。）に関する必要な事項を定め、交通安全を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 前橋市交通指導員（以下「指導員」という。）は、市長から指導用務の委嘱を受けた者をいう。

2 指導員は、前橋市交通指導員会に所属する。

3 指導員は、指導用務の委嘱を解かれたときは、指導員を免ずる。

(委嘱)

第3条 指導用務の委嘱は、次の各項各号に定めるところによる。

2 小学校長、PTA会長、自治会長の三者は、指導用務を行う者（指導員）として、次の各号のいずれにも該当する者について、前橋市交通指導員推薦書（様式第1号）、履歴書（様式第2号）及びチェックリスト（様式第3号）を提出し、市長に推薦する。

(1) 本市に居住する年齢20歳以上80歳未満の者。ただし、健康で任務の遂行に支障がないと市長が認めた場合は、この限りではない。

(2) 人格円満、身体強健であって、交通安全に熱意を有し、かつ、指導力のある者

3 市長は、前号で推薦された者に、指導用務を委嘱する。

4 市長が、委嘱する指導用務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童等の登下校時における保護及び誘導

(2) 小中学校における交通安全教室の実施支援

(3) 小中学校における運動会、持久走大会等行事への出動

(4) 小学校PTA会員等による誘導方法についての旗振り指導

(5) 各季の交通安全運動における出動

(6) 指導用務に係る会議、研修会、表彰式及び初点検等への参加

(7) その他、市長が認める歩行者及び自転車利用者の保護・誘導のための出動

5 第2項で推薦された者は、第3項の規定による委嘱を受ける際、承諾書（様式第4号）を市長に提出する。

(委嘱期間)

第4条 前条第3項の規定による委嘱の期間は2年とする。ただし、補欠による委嘱

の期間は、前の委嘱の期間の残りの期間とする。なお、委嘱の期間経過後にその委嘱は解かれる。

2 市長は、前条第2項及び前条第3項の規定により、再委嘱することができる。

3 市長は、指導員が第1項に規定する委嘱の期間中に、特別な理由により前条第4項に規定する指導用務に従事できないときは、委嘱を一旦中断又は委嘱を解くことができる。また、交通事故その他指導用務に従事する者としてふさわしくない非行のあった指導員について、委嘱を解くことができる。

(委嘱数)

第5条 第3条第3項の規定により委嘱する指導員の数は、178名以内とする。

(報償費)

第6条 第3条第3項の規定による委嘱を受けた指導員には、報償費として年額15万円を支給する。

2 前項に規定する報償費には、第3条第4項の出動手当、夏季手当及び冬季手当を含める。

3 第1項に規定する報償費の支給方法は、毎年2回に分割して、9月及び翌年3月に支給する。

4 1年の途中において第3条第3項の規定による委嘱を受けた指導員に対する報償費は、第1項に規定する報償費にその日の属する月からの月数を乗じ12で除した額を支給する。ただし、第4条第3項の規定により委嘱を解かれた指導員が委嘱を解かれた日に、他の指導員が委嘱を受けたときは、その日の属する月の翌月分から支給する。

5 指導員が第4条第3項の規定により委嘱を解かれたときは、前項に準じその月まで報償費を支給する。

6 前3項において委嘱と解嘱の日の属する月については、日割り計算により報償費を支給する。ただし、委嘱と解嘱の日が同日のときは、報償費を支給しない。

(制服等の貸与等)

第7条 第3条第3項の規定による委嘱を受けた指導員には、前橋市交通指導用務の貸与品に関する要綱に定める制服及び装備品（以下「貸与品」という。）を貸与する。

2 指導員は、第4条第1項及び第4条第3項の規定により委嘱を解かれたときは、速やかに貸与品を返納しなければならない。

(用務日誌)

第8条 指導員は、用務日誌（様式第5号）に必要な事項を記入し、当月分を翌月5日までに交通政策課へ提出しなければならない。

(保険)

第9条 指導員は、第3条第4項に規定する指導用務に対し、ボランティア保険又は傷害保険に加入する。

(責務)

第10条 指導員は、指導用務の委嘱を受けるにあたり、次に掲げることを責務として行動すること。

- 2 常に警察機関、交通安全推進機関、団体等との密接な連携の下に、交通の安全の保持のために必要な指導用務及び交通安全思想の普及に努めるものとする。
- 3 常に交通法令を研究し、指導用務の能力向上と他の模範となるよう努めること。
- 4 常に交通法令を遵守するとともに、市民の信頼と協力を得るよう努めること。
- 5 街頭での指導用務は、歩行者及び自転車利用者の保護・誘導を主な役割として実施すること。また、交通安全上必要と認められる事項について報告すること。
- 6 委嘱された指導用務を実施する上で知りえた秘密及び個人情報を漏らしてはならない。委嘱を解かれた後も同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる日において、前橋市交通指導員条例（昭和44年前橋市条例第26号）の規定により交通指導員として委嘱された者は、引き続き第3条第4項の規定による交通指導用務を委嘱することとし、第3条第5項の規定による承諾書（様式第4号）を市長に提出する。なお、交通指導用務の委嘱の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、同表右欄に掲げる日までとする。

委嘱の日	委嘱の期間満了の日
平成30年10月1日から平成31年3月31日	令和3年3月31日
平成31年4月1日から令和元年9月30日	令和3年3月31日
令和元年10月1日から令和2年3月31日	令和4年3月31日

(前橋市交通指導員条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前橋市交通指導員条例を廃する日前に、前橋市交通指導員条例（昭和44年前橋市条例第26号）の規定により交通指導員として委嘱されていた者が、引き続き第3条第3項の規定により交通指導用務を委嘱された場合における第2条第1項の規定による交通指導員として、前橋市交通指導員条例において交通指導員として委嘱されていた期間を通算する。

(勢多郡大胡町、宮城村、粕川村及び富士見村の編入に伴う経過措置)

- 4 勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村及び同郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に大胡町交通指導員設置条例（昭和44年大胡町条例第6号）、宮城村交通指導員設置条例（昭和44年宮城村条例第4号）、粕川村交通指導員設置条例（昭和44年粕川村条例第9号）又は富士見村交通指導員設置条例（昭和44年富士見村条例第5号）の規定により交通指導員として任命されていた者が、引き続き第3条第1項の規定により交通指導用務を委嘱された場合における第2条第1項の規定による交通指導員として、それぞれの町村において交通指導員として任命されていた期間を通算する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第8条関係）

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。